

障害者活躍推進計画の実施状況について

(1) 基本的事項

- ①評価年度 令和5年度
- ②機関名 西宮市消防局
- ③任命権者 西宮市消防長

(2) 推進体制の整備

- ①障害者雇用の推進に関する実務責任者として、「障害者雇用推進者」に消防局総務部長を選任しています。
- ②今後、「障害者職業生活相談員」の選任義務が生じた場合は、速やかに選任します。なお、令和5年度中において中途障害者となる職員はいませんでした。

(3) 障害者雇用率の達成状況（参考：西宮市における達成状況）

〔令和5年6月1日時点の雇用率〕

任命権者	法定雇用率	実雇用率
市長部局（※）	2.6%	2.70%
教育委員会	2.5%	2.68%
上下水道局	2.6%	2.65%

※市立中央病院は、市長部局との特例認定を受けているため、市長部局に含む
消防吏員は、障害者雇用促進法第38条第1項の規定により、法定雇用率の適用が除外されています。

(4) 障害者雇用の推進に関する理解の促進

障害のある職員の受け入れ等の検討については、評価年度に該当がなく、実施する機会はありませんでしたが、今後障害のある職員が配属された場合に備え、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図ります。

(5) 障害のある職員の配属、職場環境の整備

障害のある職員が、上司に相談できる環境として、定期的な個別面談の機会を年2回（春季・秋季）設定するほか、必要に応じて健康管理室や産業医などの助言を受けられる体制を構築しています。障害者である職員が配属された場合には、担当職員が当該職員と面談を実施し、職場において支障となる事情の有無等を確認し、意欲と能力を發揮して活躍し、継続して勤務できるよう過重な負担とならない職務の選定及び創出について検討します。障害の特性上必要な機器や設備は出来る限り設置し、職場環境の整備を図ります。